

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年6月25日
【会社名】	日本ピラー工業株式会社
【英訳名】	NIPPON PILLAR PACKING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩波 清久
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区野中南二丁目11番48号
【電話番号】	(06)6305-1781(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 丸岡 和広
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区野中南二丁目11番48号
【電話番号】	(06)6305-1781(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 丸岡 和広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本ピラー工業株式会社東京支店 (東京都千代田区内幸町二丁目2番2号) 日本ピラー工業株式会社三田工場 (兵庫県三田市下内神字打場541番地の1)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額247,466,310円
- ロ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、岩波清久、大岩輝雄、大崎眞仁、岩波嘉信、宿南克彦、中川威雄、永田武全の7名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	174,162個	15,288個	0個	91.93%	可決
第2号議案	182,885個	6,436個	129個	96.53%	可決
第3号議案					
岩波 清久	172,169個	17,281個	0個	90.87%	可決
大岩 輝雄	180,395個	9,054個	0個	95.22%	可決
大崎 眞仁	182,837個	6,612個	0個	96.50%	可決
岩波 嘉信	180,353個	9,096個	0個	95.19%	可決
宿南 克彦	182,837個	6,612個	0個	96.50%	可決
中川 威雄	156,187個	33,263個	0個	82.44%	可決
永田 武全	180,250個	9,199個	0個	95.14%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- 第1号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 第3号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上